



中橋 友子 議員
(副議長)



「幕別町子どもの権利に関する条例」が制定されて13年になる。基本的な内容は、①子どもへの差別の禁止、②最善の利益、③生存と発達の権利、④子どもの意見の表明が尊重される権利で、すべての子どもに生かされるべき原則である。子育てのスタートとなる乳幼児期からの保育事業にも反映されることが望まれる。

幕別町の保育は2015年に子ども子育て支援法が制定され、保育所、幼稚園に加え、事業所内保育所、家庭的保育園、一時預かりなどが開設されてきた。どの施設においても子どもの人権が保障される同水準の保育が保障しなければならぬ。また、待機児の解消も長年解決されず、職員の確保、老朽化する保育施設の改善など課題がある、保育事業の前進のため次の点を問う。

(1) 保育の役割の認識
(2) 正職員・会計年度任用職員の研修の現状と拡充
(3) 保育士の①勤務実態と②離職

問

子どもの権利が保障される保育施策の充実を

答

安心安全な環境づくりに努め、各種施策に取り組んでいる

率、③保育士確保の手立てと④正職員の増員

(4) 待機児童解消のため3歳児以下の定数増

(5) 施設整備の計画

町長

(1) 保育所における保育の役割として大きく二つ、①子どもに対し、健康、安全で情緒の安定した生活ができる環境の提供、生涯にわたって生きる力の基礎を育てる役割、②保護者に対し、就労支援や、育児や親子関係に関する相談、助言、情報提供を行う子育て力の向上支援の役割があると考えている。

本町では、保育所において子どもの状況や発達過程を踏まえて保育を行うとともに、保育士は専門的知識をもって保護者に対する保育の指導を行っている。

(2) 正職員およびフルタイム会計年度任用職員を対象に、保育所ごとに毎月1回、実際の業務に関する内容等をテーマに園内研修を行うとともに、緊急時の対応やその時々に必要な内容について、

保育所合同の研修会を年3回開催している。また、正職員の保育士が外部研修に参加し、職員間で研修内容の共有を図っているが、より一層の保育の質の向上を図るべく、現在、会計年度任用職員を含めた研修計画を策定中である。

(3) ①正職員およびフルタイム会計年度任用職員の1日の勤務時間は7時間45分、パートタイム会計年度任用職員は7時間15分以内で、5区分のシフト制で勤務している。

正職員1人当たりの時間外勤務時間は、令和4年度で年間220時間(週4・5時間)、会計年度任用職員は、年間52・1時間(週1・1時間)となっている。

有給休暇の取得状況は、令和4年実績で、正職員一人当たりの平均取得日数は11日(取得率56・4%)、会計年度任用職員の取得日数は13・6日(取得率88・3%)となっている。

②離職率は令和2年度が5・7%、3年度が3%、4年度が2・8%となっている。

③正職員の募集は十勝町村会を通じて行うほか、必要に応じ町単独の採用試験を実施しており、道の指定保育士養成施設に出向くとともに、文書による応募の要請を行っている。有資格の会計年度任用職員については、町広報紙等を通じて募集するほか、指定保育士養成施設に対し募集案内を行っているが、年々、どこの市町村においても有資格者の確保が難しくなっている。

④今後の少子化に伴う将来推計人口と、教育・保育の量を見極めながら、できる限り正職員の確保に努めていく。

(4) 少子化に伴い児童数が減少していることから、既存施設の増築等によるものは難しいものと考えているが、保育所に預けたい方が預けられない状況は解消しなければならぬと認識しているため、民間の各保育施設との調整を図りながら、最大限の受入れができるよう努めていきたい。

(5) 幕別地区は、令和6年4月に開園予定の「幕別認定こども園」が老朽化している幕別中央保育所を活用することから、開園準備とともに、新施設の整備に係る検討をしている。札内地区も、私立保育所、幼稚園などと協議し、方向性を見いだしていきたい。